

社会福祉法人いわれ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人いわれ会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員及び評議員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

制定年月日 平成29年 4月 1日

改 訂 平成29年11月 6日

別表1(役員等の報酬)

(1) 評議員

総額 200,000円

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

総額 175,000円

	日額
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

総額 90,000円

	日額
理事会・評議員会・監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 外部委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円